議第20号

高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

令和7年3月14日

高島市長 今 城 克 啓

高島市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

高島市消防団員等公務災害補償条例(平成17年高島市条例第281号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「1万4,200円」を「1万4,500円」に改め、同条第3項中「または第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。付則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の高島市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項および第3項ならびに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた高島市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、

同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。) および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。